

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………一
- ………（生活文化局計量検定所検査課）……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（四件）……………二
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ………（同）……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………五
- ………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………五
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可（二件）……………八
- ………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……………八
- 生活保護法による介護機関の指定（三件）……………九
- ………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………六
- 都道（首都高速道路）の供用開始……………八
- ………（建設局道路管理部路政課）……………八

告示（公）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し（二件）……………二〇

公 告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………二二

正 誤

○平成三十年一月三十日付東京都告示第八十一号……………三三

告 示

●東京都告示第九十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 荒川区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年四月二日から同年五月十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第九十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 中野区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年四月四日から同年五月二十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関
の名称

●東京都告示第百九十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 渋谷区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年四月二日から同年五月二十五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第百九十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 渋谷区、中野区及び荒川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年四月二日から同年五月十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第千四十九号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第十三号江戸川緑地

三 事業施行期間 平成二十年八月六日から平成三十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

●東京都告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第四百四十二号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第五・五・三 十六号左近川公園

三 事業施行期間 平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 平成二十六年東京都告示第四百四十二号の事業地に、江戸川区臨海一町二丁目及び臨海町三丁目各地内を加え、臨海町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十六年東京都告示第四百四十二号の事業地のうち、江戸川区臨海町一丁目地内を削る。

●東京都告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第七十四号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第三・三・百二十号江戸川二丁目公園

三 事業施行期間 平成二十七年一月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第四百五十一号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第二・二・一号平井公園

三 事業施行期間 変更なし

四 事業地 収用の部分

平成二十九年東京都告示第四百五十一号の事業地のうち、江戸川区平井二丁目及び平井三丁目各地方において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第九十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

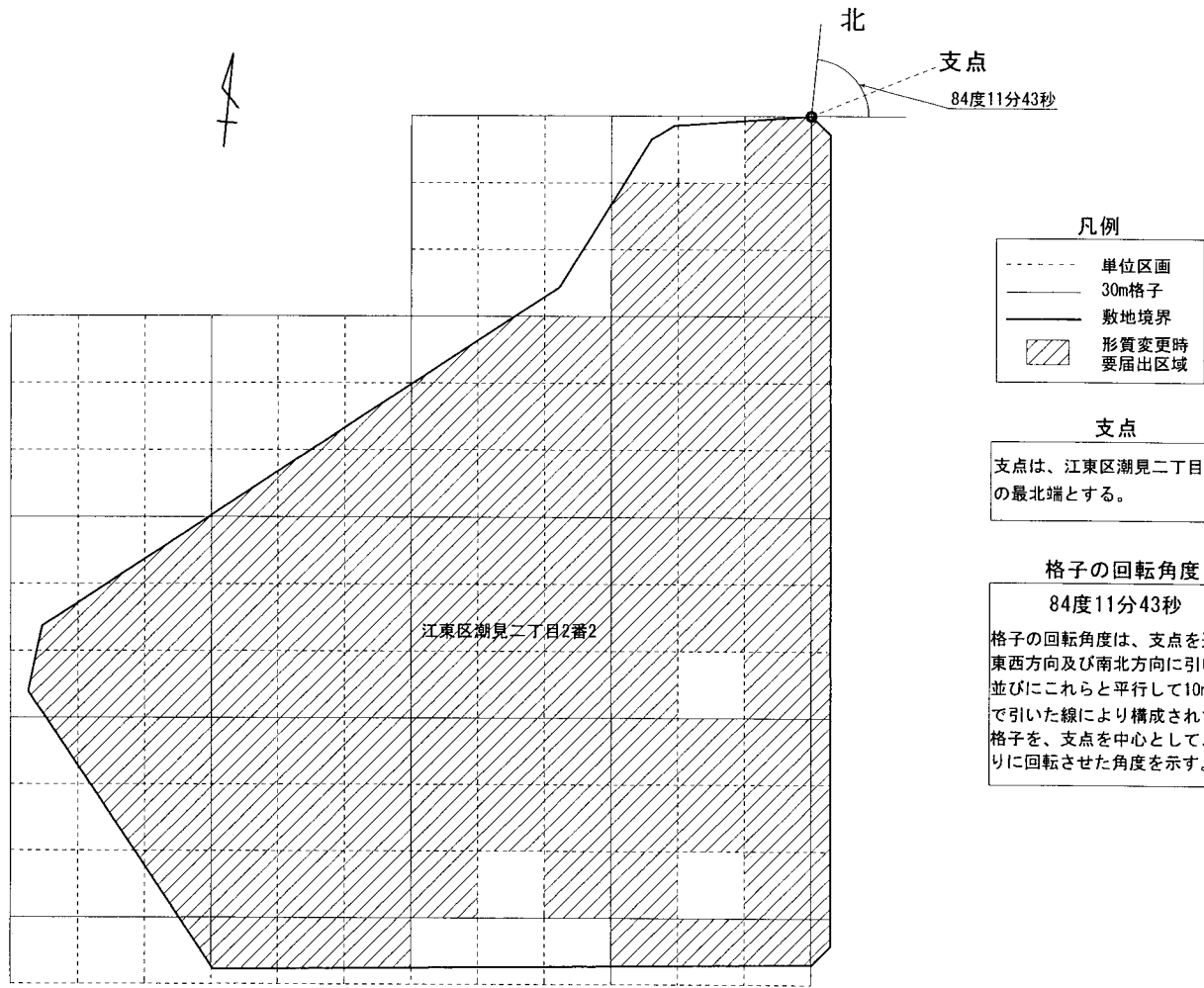
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区潮見二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二百号

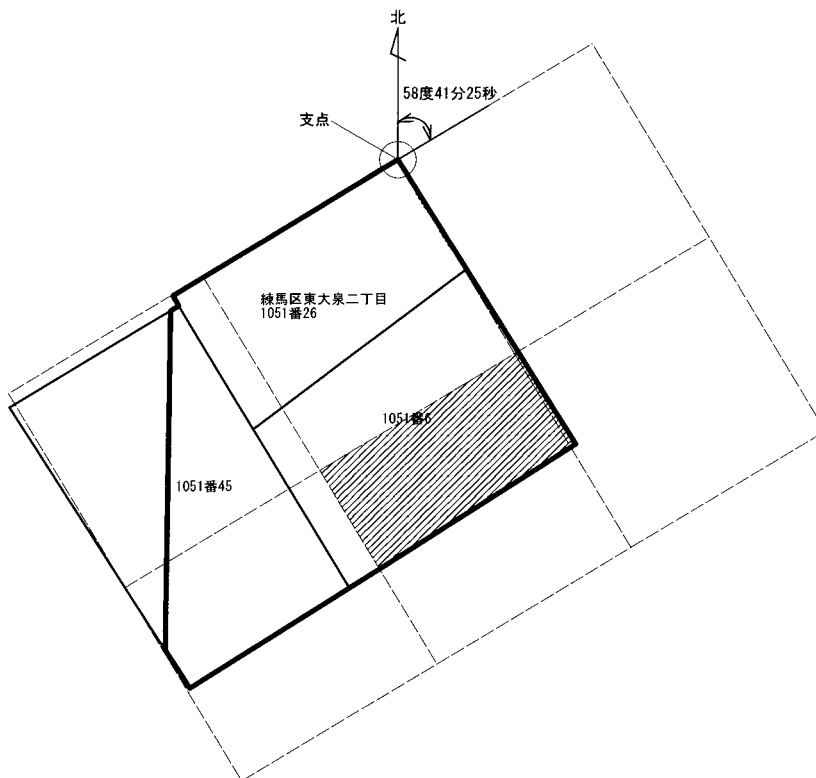
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百七十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（練馬区東大泉二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】
支点は、練馬区東大泉二丁目1051番26の最北端とする。

【格子の回転角度 (58度41分25秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百一号

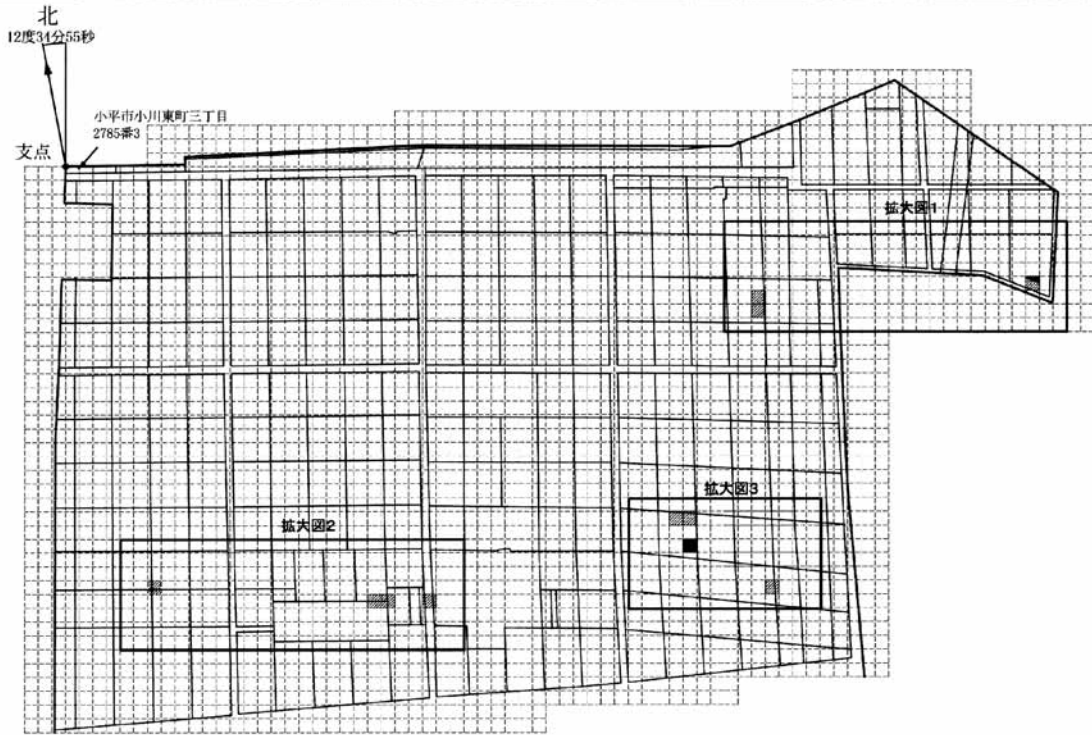
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、テトラクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



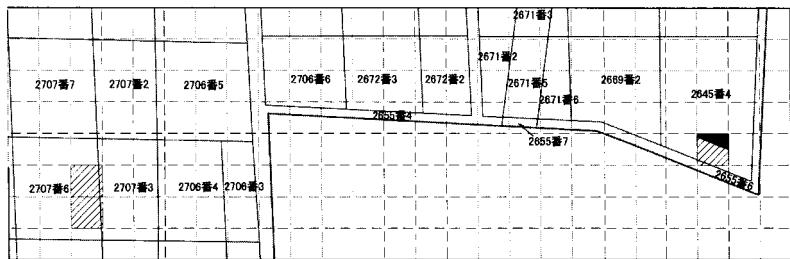
【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 筆境界
- 要措置区域
(この形により指定する区域)
- ▨ 要措置区域
(平成29年東京都告示第1378号により指定した区域)

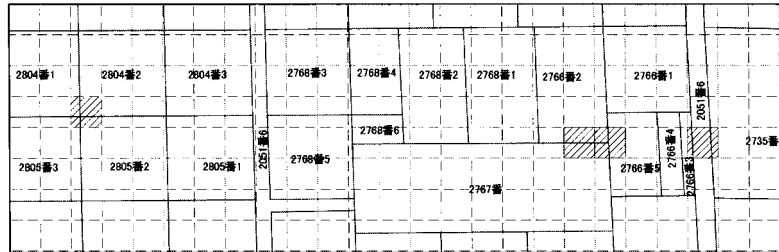
【支点】
支点は、小平市小川東町三丁目2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

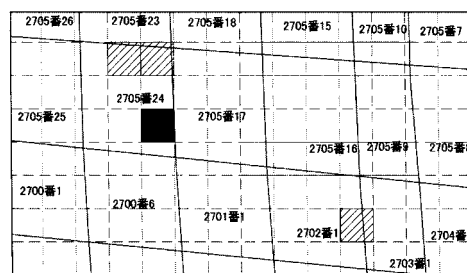
拡大図 1



拡大図 2



拡大図 3



●東京都告示第二百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

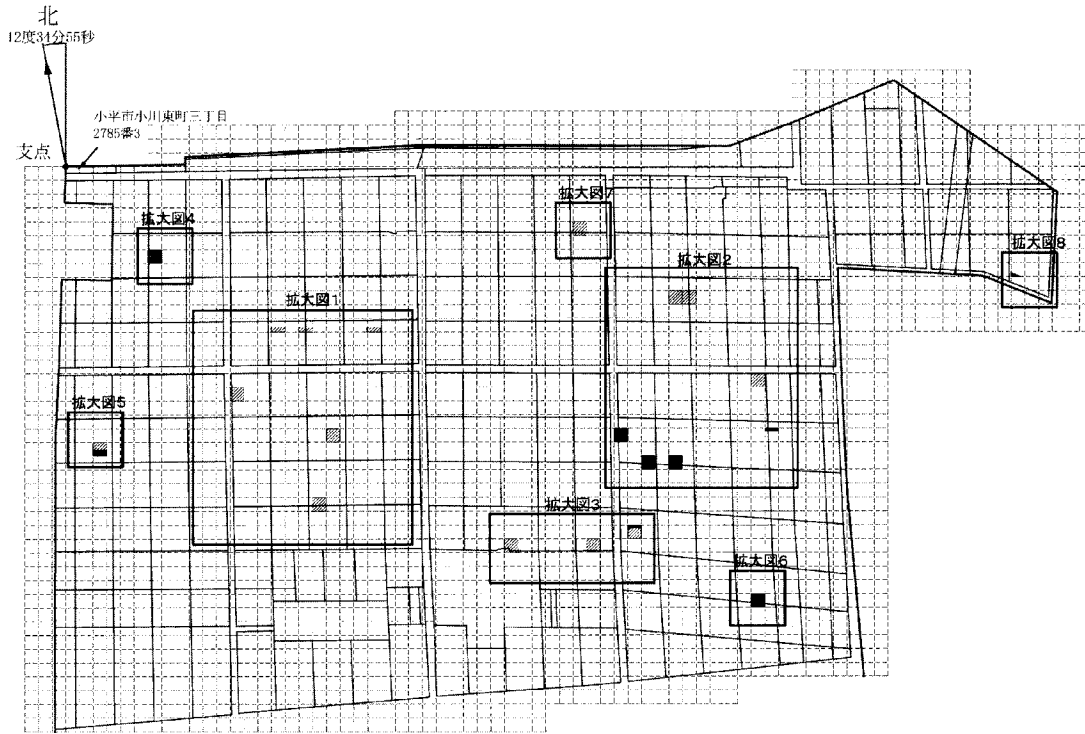
平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

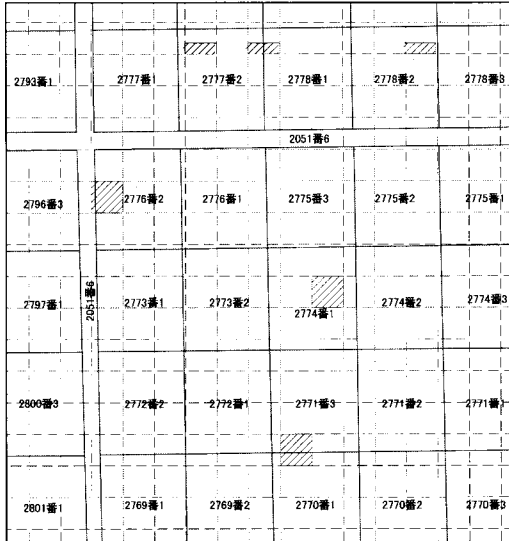


【凡例】
 敷地境界
 単位区画
 筆境界
 形質変更時要届出区域
 (この告示により指定する区域)
 形質変更時要届出区域
 (平成29年東京都告示第1319号により指定した区域)

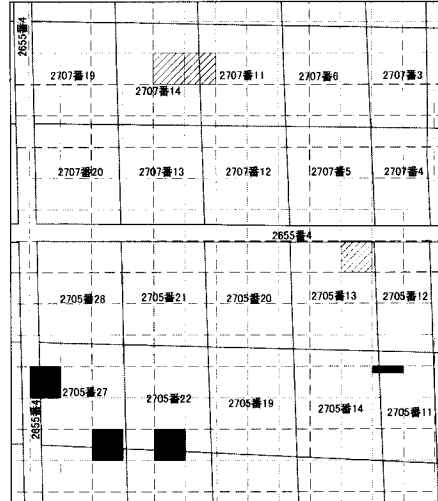
【支点】
 支点は、小平市小川東町三丁目
 2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

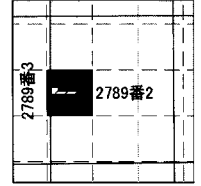
拡大図1



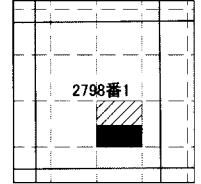
拡大図2



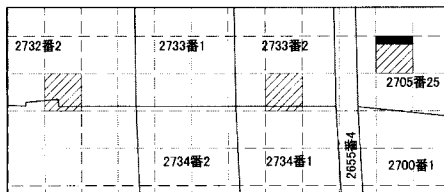
拡大図4



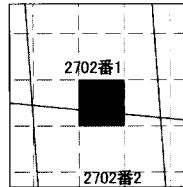
拡大図5



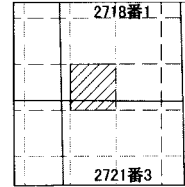
拡大図3



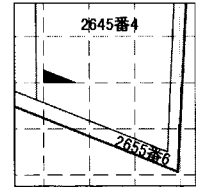
拡大図6



拡大図7



拡大図8



●東京都告示第百二十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京芸能人国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に京都府京都市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十九年十二月二十七日

●東京都告示第百二十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に愛知県名古屋市長野県下高井郡山ノ

内町を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成三十年一月十一日

●東京都告示第二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340854323	有限会社江東調剤薬局	東京都江東区有明3-7-3	豊洲薬局	東京都江東区豊洲4-1-21 小幡ビル1階	居宅療養管理指導	平成29年10月13日
1340854323	有限会社江東調剤薬局	東京都江東区有明3-7-3	豊洲薬局	東京都江東区豊洲4-1-21 小幡ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1342354561	株式会社ビーエヌファルマ	東京都千代田区鍛冶町2-4-4	薬局ビーエヌファーマシー 6丁目店	東京都江戸川区西葛西6-6-1 キラクビル1階	居宅療養管理指導	平成29年10月1日
1342354561	株式会社ビーエヌファルマ	東京都千代田区鍛冶町2-4-4	薬局ビーエヌファーマシー 6丁目店	東京都江戸川区西葛西6-6-1 キラクビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1370404897	株式会社ハート介護サービス	大阪府大阪府北区南森町1-1-25	ハート介護サービス早稲田	東京都新宿区早稲田鶴巻町558 大杉ビル1階	居宅介護支援	平成29年11月1日
1330846394	医療法人社団若井歯科医院	東京都江東区亀戸2-23-9	医療法人社団若井歯科医院	東京都江東区亀戸2-23-9 日本電建兩亀戸ビル1階	居宅療養管理指導	平成29年8月1日
1330846394	医療法人社団若井歯科医院	東京都江東区亀戸2-23-9	医療法人社団若井歯科医院	東京都江東区亀戸2-23-9 日本電建兩亀戸ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年8月1日
1374301354	社会福祉法人七七日会	東京都青梅市今井2-1079	デイサービスセンターさくら野社	東京都小平市花小金井3-25-21	認知症対応型通所介護	平成29年9月1日
1343051661	株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウェルパーク調剤薬局 立川曙町店	東京都立川市曙町2-13-6 内野ビル1階	居宅療養管理指導	平成29年9月1日
1343051661	株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウェルパーク調剤薬局 立川曙町店	東京都立川市曙町2-13-6 内野ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1343150976	株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウェルパーク薬局 国分寺西町店	東京都国分寺市西町2-36-1	居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1343150976	株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウェルパーク薬局 国分寺西町店	東京都国分寺市西町2-36-1	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1344050829	株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウェルパーク薬局 西立川店	東京都昭島市東町3-5-22	居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1344050829	株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウェルパーク薬局 西立川店	東京都昭島市東町3-5-22	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1344950341	株式会社ウエルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウエルパーク薬局 むさし村山店	東京都武蔵村山市学園3-43-2	居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1344950341	株式会社ウエルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウエルパーク薬局 むさし村山店	東京都武蔵村山市学園3-43-2	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1344351391	株式会社ウエルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウエルパーク薬局 小平回田店	東京都小平市回田町100-1	居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1344351391	株式会社ウエルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウエルパーク薬局 小平回田店	東京都小平市回田町100-1	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1345450119	株式会社ウエルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウエルパーク薬局 田無芝久保店	東京都西東京市芝久保町1-4-2	居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1345450119	株式会社ウエルパーク	東京都立川市栄町6-1-1	ウエルパーク薬局 田無芝久保店	東京都西東京市芝久保町1-4-2	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1340855437	株式会社ニック	福岡県福岡市博多区山王1-12-19	大島南薬局	東京都江東区大島5-4-8	居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1340855437	株式会社ニック	福岡県福岡市博多区山王1-12-19	大島南薬局	東京都江東区大島5-4-8	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1342355055	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9	みなみ調剤薬局 南小岩店	東京都江戸川区南小岩5-20-13 SKビル1階	居宅療養管理指導	平成29年8月1日
1342355055	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9	みなみ調剤薬局 南小岩店	東京都江戸川区南小岩5-20-13 SKビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年8月1日
1340153817	雅ファーマシー株式会社	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル地下1階	わたなべ調剤薬局	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル地下1階	居宅療養管理指導	平成29年9月1日
1340153817	雅ファーマシー株式会社	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル地下1階	わたなべ調剤薬局	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル地下1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1341557057	株式会社アモール	富山県富山市今泉147	ほうなん薬局	東京都杉並区方南1-46-10 シャトーニイザキ1階	居宅療養管理指導	平成29年8月1日
1341557057	株式会社アモール	富山県富山市今泉147	ほうなん薬局	東京都杉並区方南1-46-10 シャトーニイザキ1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1310770677	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	東京都リハビリテーション病院	東京都墨田区堤通2-14-1	訪問リハビリテーション	平成29年10月1日
1344750626	ケンコー堂薬局株式会社	東京都清瀬市野塩1-328-24	ケンコー堂薬局	東京都清瀬市野塩1-328-24	居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1344750626	ケンコー堂薬局株式会社	東京都清瀬市野塩1-328-24	ケンコー堂薬局	東京都清瀬市野塩1-328-24	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1311731405	医療法人社団コンパス	東京都北区志茂2-39-9 ペアシティ秀華一番館1階1-B	コンパスクリニック赤羽	東京都北区志茂2-39-9 ペアシティ秀華一番館1階1-B	居宅療養管理指導	平成29年9月1日
1311731405	医療法人社団コンパス	東京都北区志茂2-39-9 ペアシティ秀華一番館1階1-B	コンパスクリニック赤羽	東京都北区志茂2-39-9 ペアシティ秀華一番館1階1-B	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月1日
1371211770	株式会社JALUXトラスト	東京都港区港南1-2-70	ソルシアス上用賀	東京都世田谷区上用賀3-9-9	通所介護	平成29年9月1日
1371211770	株式会社JALUXトラスト	東京都港区港南1-2-70	ソルシアス上用賀	東京都世田谷区上用賀3-9-9	介護予防通所介護	平成29年11月1日
1310670646	台東区	東京都台東区東上野4-5-6	東京都台東区立 台東病院	東京都台東区千束3-20-5	訪問看護	平成29年11月1日
1310670646	台東区	東京都台東区東上野4-5-6	東京都台東区立 台東病院	東京都台東区千束3-20-5	介護予防訪問看護	平成29年11月1日

●東京都告示第二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1343052255	株式会社あさひ	東京都北区王子2-14-15-202	あさひの薬局	東京都立川市柴崎町2-17-20 Sビル1階	居宅療養管理指導	平成29年10月1日
1343052255	株式会社あさひ	東京都北区王子2-14-15-202	あさひの薬局	東京都立川市柴崎町2-17-20 Sビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1342355121	株式会社セルフ	東京都江戸川区東葛西6-15-16 ステラIIスゴン1階	セルフ調剤薬局	東京都江戸川区東葛西6-15-16 ステラIIスゴン1階	居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1342355121	株式会社セルフ	東京都江戸川区東葛西6-15-16 ステラIIスゴン1階	セルフ調剤薬局	東京都江戸川区東葛西6-15-16 ステラIIスゴン1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1341956614	有限会社ケンコウ	東京都新宿区大久保1-4-15	ほほえみ薬局	東京都板橋区新河岸1-4-10	居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1341956614	有限会社ケンコウ	東京都新宿区大久保1-4-15	ほほえみ薬局	東京都板橋区新河岸1-4-10	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1342255818	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9	みなみ調剤薬局 金町5丁目店	東京都葛飾区金町5-24-5	居宅療養管理指導	平成29年10月1日
1342255818	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9	みなみ調剤薬局 金町5丁目店	東京都葛飾区金町5-24-5	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1311027820	山中 英之	東京都目黒区緑が丘3-9-32	やまなか内科クリニック	東京都目黒区緑が丘3-9-32	居宅療養管理指導	平成29年9月1日
1344850459	有限会社改々堂	東京都東久留米市新川町1-4-18 わかさビル1階	みちる薬局	東京都東久留米市新川町1-4-18 わかさビル1階	居宅療養管理指導	平成29年9月1日
1344850459	有限会社改々堂	東京都東久留米市新川町1-4-18 わかさビル1階	みちる薬局	東京都東久留米市新川町1-4-18 わかさビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1345450713	有限会社ケアブレーション	東京都千代田区内神田2-5-1	くすの木薬局 保谷店	東京都西東京市東町6-6-12 西東京メディカルモール	居宅療養管理指導	平成29年10月1日
1345450713	有限会社ケアブレーション	東京都千代田区内神田2-5-1	くすの木薬局 保谷店	東京都西東京市東町6-6-12 西東京メディカルモール	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日
1341159680	株式会社オネスト	東京都中央区新川2-14-2-702	アルマ薬局	東京都大田区西蒲田6-34-8 大林ビル1階	居宅療養管理指導	平成29年10月1日